



しょうしん NOW2021

しょうしんをより一層ご理解いただくために



1. しょうしんの経営は組合員の相互扶助と共存共栄の実を上げることを基本とする。
2. しょうしんの業務の原点は、地元可愛され、信頼され、そして地元へ貢献することにある。

経営戦略
全力投球
楽しい職場
誇れる仕事

人材の
育成・教育

- [主な施策]
- 営業OJTの強化
 - 内務グループ育成の強化

働く環境向上
(ソフト)

- [主な施策]
- 定年・退職金制度の見直し
 - ライフイベントお祝い制度・社内報

営業人員増強

- [主な施策]
- 営業職員の処遇向上
 - 通年採用の強化

働く環境向上
(ハード)

- [主な施策]
- 老朽化店舗の計画的な改善

“しょうしん”ブランドの浸透

イメージキャラクター



CONTENTS

経営理念/経営ビジョン	1
ごあいさつ	2
業績のご報告	3
当組合のあゆみ	3
金融仲介機能のベンチマークに関する取組み	5
地域密着型金融推進計画	7
地域活性化に関する取組み	9
しょうしんクラブのご紹介	10
経営管理の体制	11
リスク管理体制	13
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	14
総代会	15
営業インフォメーション	16
事業の組織/役員一覧	17
決算の状況	19
損益の状況	23
業務の状況	23
自己資本の充実の状況	26
役員等の報酬体系	32
店舗一覧	33
索引	34



ごあいさつ



理事長 森嶋 篤男

昨年度は、世界的な感染拡大をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言の発令、それに伴う行動制限や外出自粛、東京オリンピック・パラリンピックの延期など経済活動が大きく停滞した一年となりました。最初の緊急事態宣言の解除以降、経済活動は徐々に再開され、落ち込んだ景気は回復に向かいつつもウィズコロナの状況下においては感染防止のための制約もあり、以前の水準にはまだ遠く、引き続き予断を許さない状況が続いております。

こうした状況の中で当組合は、業績面においては、貸出残高は、前期比で7,522百万円増加し、171,728百万円(4.58%増)となりました。一方で、調達につきましては、例年実施しております夏の特別金利定期預金を感染防止のため販売を見送った結果、預金残高は前期比1,288百万円減少の252,669百万円(0.50%減)となりました。

また、損益面では、経常収益が5,518百万円(前期比397百万円・7.76%増)、経常費用が4,129百万円(前期比492百万円・10.66%減)となり、経常利益は1,389百万円(前期比890百万円・178.53%増)、当期純利益につきましては1,255百万円(前期比459百万円・57.76%増)となりました。この度のコロナショックの影響を受けたお取引先の資金繰り支援の必要性の高まりを受け、積極的かつ柔軟な支援を行うなど信用組合としての役割を十分に発揮してまいりました。

しよしんは、今年度3か年中期経営計画「全力投球」の2期目を迎えます。この3か年経営計画では、中小・個人事業者のための事業性融資に特化した金融機関という「しよしん」ブランドをより多くの事業者に浸透させていくことを目指しております。

世界は未だ新型コロナウイルス感染症という大きな苦難、逆境の中にあり、その地元経済に与える影響は図り知れません。しかし、こうした状況だからこそ、改めて信用組合の本質である共存共栄・相互扶助の助け合いの精神が最も大切であると考えております。しよしんは新年度においても、より一層の支援・サポートを行っていき、地元地域社会に貢献し、愛され、親しまれ、信頼される信用組合となれるよう最善を尽くしてまいりますので、今後とも皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

業績のご報告

事業の概況

令和2年度の当組合の業績を顧みますと、次のとおりであります。

預金残高が、前期末比1,288百万円減少し、252,669百万円(0.50%減)となり、貸出金残高は前期末比7,522百万円増加し、171,728百万円(4.58%増)となりました。

損益面では、経常収益が5,518百万円(前期比397百万円、7.76%増)、経常費用が4,129百万円(前期比492百万円、10.66%減)となりました。その結果、経常利益は1,389百万円、当期純利益は1,255百万円となりました。

主な経営指標の推移

(単位 百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
預金残高	253,552	252,815	260,013	253,958	252,669
貸出金残高	149,947	153,075	156,538	164,205	171,728
有価証券残高	78,448	74,441	80,929	77,923	80,788
経常収益	5,388	5,446	5,465	5,121	5,518
経常利益 (または経常損失)	866	824	826	498	1,389
当期純利益 (または当期純損失)	844	607	887	795	1,255
総資産額	282,884	287,920	299,757	305,848	310,101
純資産額	15,713	16,050	17,323	17,689	20,427
自己資本比率(単体)	9.14%	9.24%	9.18%	9.35%	10.09%
出資総額	6,694	6,836	6,934	7,551	8,409
出資総口数(口)	9,388,354	9,673,746	9,869,722	11,102,933	12,818,502
出資に対する配当金					
普通出資	85	85	88	95	110
優先出資	30	27	28	28	28
組合員数	69,255人	68,131人	66,818人	66,718人	65,905人
職員数	304人	297人	290人	286人	295人

※残高計数は、期末日時点のものです。

※「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

※出資一口の金額は500円となっております。

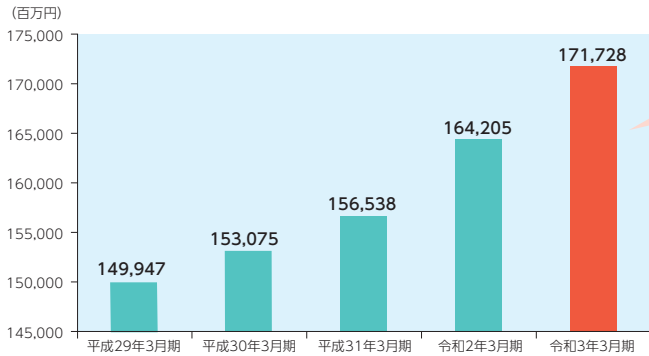
当組合のあゆみ

- | | | |
|----|---------|--|
| 昭和 | 28年 9月 | 岐阜市柳ヶ瀬通り5丁目において岐阜商工信用組合として設立
尾藤喜平治 理事長に就任 |
| | 29年 9月 | 辻直吉 理事長に就任 |
| | 30年 5月 | 旧本店を岐阜市今沢町17へ移転 |
| | 33年 9月 | 杉山茂夫 理事長に就任 |
| | 36年 12月 | 旧本店を改築 |
| | 48年 9月 | 鬼頭慶男 理事長に就任 |
| | 55年 9月 | 預金科目オンラインシステム稼働 |
| | 58年 7月 | 預金量1,000億円達成 |
| | 60年 6月 | 「しょうしんクラブ」発足 |
| | 61年 5月 | 宮川晴男 理事長に就任 |
| 平成 | 2年 7月 | 全国キャッシュサービス(MICS)提携 |
| | 3年 3月 | 預金量2,000億円達成 |
| | 4年 5月 | 杉山正裕 理事長に就任 |

- | | | |
|----|---------|---------------------------|
| 平成 | 12年 3月 | デビットカード取扱い開始 |
| | 13年 4月 | 組合内ネットワーク完成 |
| | 15年 7月 | 生命保険の窓口販売開始 |
| | 18年 2月 | 十六銀行とATM相互無料開放開始 |
| | 20年 6月 | 中居和男 理事長に就任 |
| | 21年 5月 | 信用組合共同オンライン加盟 |
| | 23年 12月 | しょうしんインターネットバンキング取扱開始 |
| | 25年 1月 | 預金量2,500億円達成 |
| | 27年 12月 | AED全店設置 |
| | 28年 8月 | 東濃・加茂郡の営業エリアの拡大 |
| 令和 | 28年 9月 | 加納支店の電子記帳台導入(県初) |
| | 28年 10月 | 中居和男 会長に就任 森嶋篤男 理事長に就任 |
| | 30年 3月 | 融資量1,500億円達成 |
| | 30年 11月 | 新本部・本店 竣工、岐阜市美江寺町2-4-3へ移転 |
| | 2年 2月 | 当組合本部・本店建屋が岐阜市景観賞を受賞 |
| | 2年 3月 | 第一勧業信用組合と地方創生における連携協定締結 |

業績ハイライト

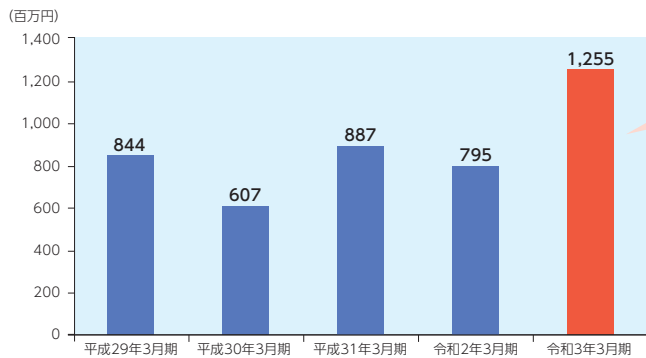
貸出金の状況



171,728百万円
前年比+7,522百万円

貸出金残高については、年々純増しています。令和2年度につきましては、特に、地元地域の中小個人事業者向け融資を中心に増加いたしました。

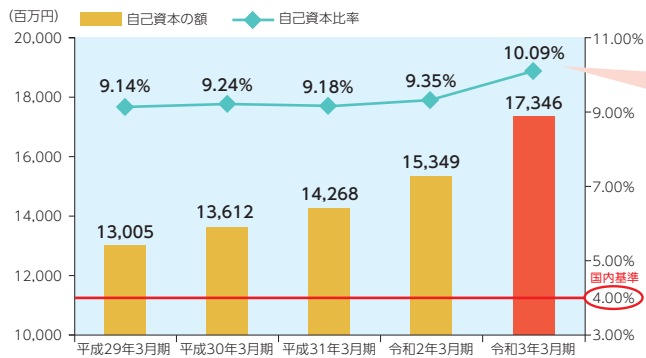
当期純利益の状況



1,255百万円
過去最高益となりました

安定的に利益を計上できております。令和2年度においては本業である事業性融資が大きく伸びたことに加えて、有価証券の運用が好調だったことから、過去最高益となりました。

自己資本の状況

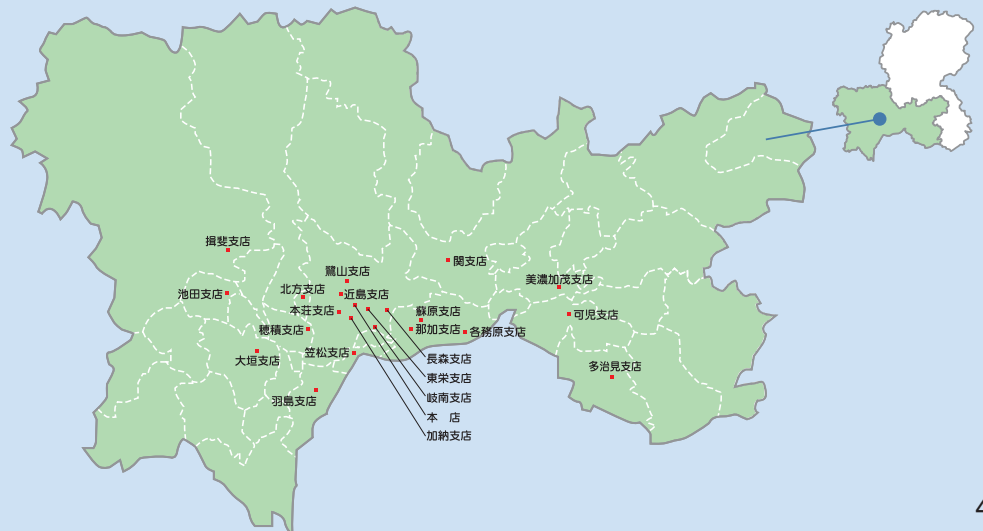


10.09%
10%を超えました

自己資本は、組合員の皆様の出資金や毎期の利益の積み上げの結果です。なお、当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る水準で推移しており、安定した経営が図られていることが分かります。

店舗網一覽

しょうしんは、美濃地方を中心に本店を含む全22店舗で運営しています。些細なことから、融資の相談まで最寄りの店舗で気軽にご相談ください。私たちが全力でサポートいたします。



金融仲介機能のベンチマークに関する取組み

金融仲介機能の発揮 ～金融仲介機能のベンチマーク～

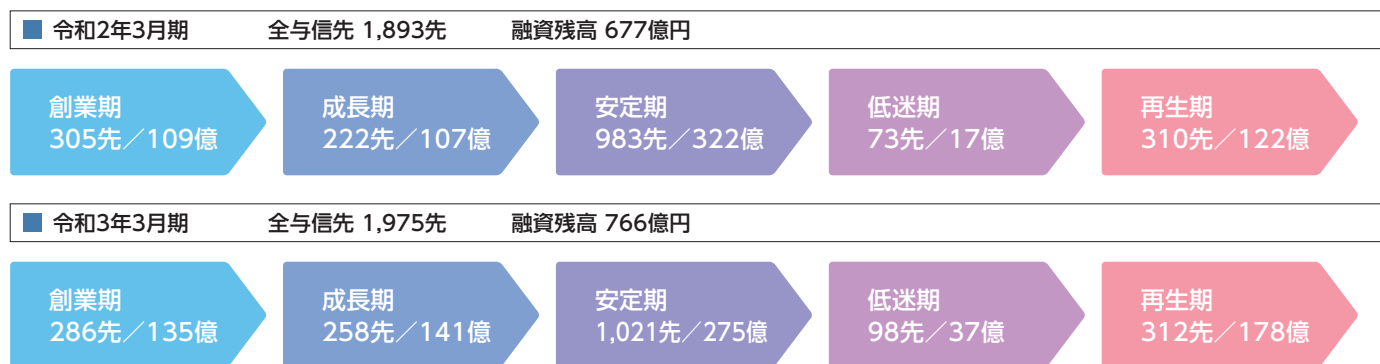
当組合は、地域に密着した地域金融機関としての社会的責任や使命を果たすべく、金融仲介機能を存分に発揮して、地域社会のより一層の発展に寄与できるよう、日々邁進しております。こうした中、平成28年度からは、金融庁が公表した、金融仲介機能のベンチマークを活用することで、地域のお客様からの金融仲介機能の見える化を図り、真に選ばれる・頼られる金融機関を目指してまいります。以下に当組合が活用する主なベンチマークについて記載します。

〈金融仲介機能のベンチマーク〉

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

共通04 ライフステージ別の与信先数／融資残高

(決算資料を5期連続で徴求できている先を、集計対象としています。)



お取引先会社、個人事業主様はその経営状況によってさまざまなライフステージをお持ちですが、当組合はそれぞれのライフステージの特性やお取引先の状態に応じて、経営課題の把握・分析を行い、多方面からのバックアップ・サポートを継続的に行ってまいります。

選択02 メイン取引先数の推移、及び、全取引先数に占める割合

	令和2年3月末	令和3年3月末
先数	1,512先	1,562先
全先数に占める割合	29.89%	32.21%

当組合をメイン取引金融機関としてくださるお客様の数、全先数に占める割合は年々増加しております。これからも、より多くの方にしょうしんファンになっていただけるよう、努力してまいります。

選択33 運転資金に占める短期融資の割合

	令和2年3月末	令和3年3月末
運転資金額 ①	382億	423億
短期融資額 ②	109億	139億
②／①	28.53%	32.86%

短期での貸出により、短いサイクルでお客様の事業の事業性や成長性等を把握し、担保や保証人に依存しすぎない事業性評価に取り組んでいます。

以上の通り、今後とも積極的に金融仲介機能を発揮し、地域に根差した金融機関としての役割を果たしてまいります。

本業支援に関する取組事例(お客様の声)



▲代表取締役 林敬一郎 様

■人材育成(岐阜産研工業株式会社)

弊社は、創業者であり現会長である林貢一郎が、昭和43年に創業いたしました。当時はプラスチックの射出成形を行っており、プラスチック製品の需要が高まっていくのと共に成長してきました。私は平成19年に就任した2代目の代表取締役です。

しょうしんさんとの出会いは平成26年、弊社グループ会社のスター工業所(株)との取引が最初でした。それをきっかけに弊社とのお付き合いも始まり、今日まで様々な支援をしていただいております。

令和元年には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部 生産性向上人材育成センターをご紹介いただき、専門家による業務改善(品質管理)、社員の人材育成の研修会が開催できました。この研修は、社員の品質管理等に対する意識を向上させ、自身の成長や会社への貢献を考えるきっかけにもなり、会社全体のモチベーションが高まりました。

今後は、会社がより強くなやかに変化してゆくために社員の育成・設備投資に力を入れていきたいと考えておりますので、しょうしんさんには引き続きの支援をいただけるとありがたく思います。

■創業支援(特定非営利活動法人ライフテラス)

弊社は、福祉・障がい者の分野において、地域貢献を目的に設立しました。介護保険・障がい者保険の2つの要素を持つ、岐阜県下では初となる共生型施設(共生型短期入所)です。障がいをもった小児から介護が必要な高齢者まで幅広い方々に利用して頂いています。

当初、私には、計画と情熱は十分にありましたが、実行力が不足し、経営面、資金面にも不安が多く、全く経験のない個人が創業すること、その融資を受けることの壁がとて高いことも知っていました。しかし、しょうしんさんとの出会いがターニングポイントとなり、経営・融資などのサポートをはじめとして多くの的確なアドバイスをいただき、令和3年3月16日に「ショートステイきずな」を開設することが出来ました。全24室、広々とした空間の中、利用者の皆様には安全・安心を提供し、穏やかな時間を過ごして頂いています。

多くの知恵と経験でサポートしてくださったしょうしんさんには、感謝と信頼しかありません。



▲理事長 金武真司 様



■創業支援(みのシェアリング株式会社)

弊社は地域に密着したシェアリングエコノミーを推進することを目的として2020年に設立しました。初事業として江戸時代からの町屋が並び、美濃市「うだつの上がる町並み」にある築100年超の長屋を改装した施設「町ごとシェアオフィスWASITA mino(ワシタ ミノ)」を2021年7月に開業しました。

WASITA minoは1Fがワークスペース、2Fにサテライトオフィスを有する長屋オフィスを中心に、町全体をオフィスと見立て美濃町の暮らしに溶け込むように働く、新しい形のオフィススペースです。

古民家・地方・新しいビジネスモデルといった挑戦的な要素が多いモデルの事業のスタートにあたり資金調達に苦労していた際、しょうしんさんには「地域に良い影響を与える可能性のある事業である」と仰っていただき、事業計画作成のサポートを始めとした、迅速で綿密なご支援を賜りました。こうして開業に向けて準備が進められたのもしょうしんさんのサポートあってのことだと感じています。

◀左)代表取締役 辻晃一 様 右)取締役 岡田岳史 様

■価値創造セミナー

事業者自身の強みや経営課題等を客観的に理解して、生産性向上や持続的な成長に繋げるようサポート体制を整えています。

令和2年度は、岐阜県信用保証協会と共催し、18名の受講者の方々にご参加いただきました。



▲セミナーの様子 価値創造セミナー
チラシ



中小企業の経営支援等に関する取組み方針

1. 新規融資への取組み

新規融資にあたっては、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、ABL※1の活用や経営者保証ガイドライン※2に準じた取扱いに取り組んでいるほか、決算書等の数値に表れない企業の技術力・販売力や、成長性・将来性などの定性的な情報も判断材料として、お客様の経営実態の十分な把握に努めております。

- ※1 ABL(アセット・ベースド・レンディング)とは、企業などが保有する不動産以外の「在庫」「売掛金」「機械設備」などを担保とする融資手法であり、当組合では、お客様の不動産保有の多寡に関わらず資金需要にお応えできる体制を整えています。
- ※2 経営者保証ガイドラインとは、「中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証」の課題解決に向けて、中小企業等や経営者等、金融機関等が果たすべき役割を具体化したもので、平成26年2月1日より適用されています。

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

金融の円滑化に向けた取組み方針を以下のとおり定め、態勢の整備、充実を図っております。

- お客様個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
- 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
- お客様の真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

態勢整備

1. 外部機関との連携

地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』

中小企業庁の提唱する「ワンストップ総合支援事業(旧、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業)」の取組みとして、岐阜県商工連合会が代表機関を務める、地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』に参加しています。

当プラットフォームは、県下46商工会、15商工会議所、県信用保証協会、6信用金庫、3信用組合で構成されており、当組合は、県下3信用組合の取り纏め機関として、運営に携わっております。

今後も、当プラットフォームを通して行われる、『専門家派遣制度』等を積極的に活用して、お取引先事業者が抱える様々な課題の解決にあたってまいります。

【ワンストップ総合支援事業～旧、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業】

ITクラウドを活用して、以下の4つの機能に対応しています。

- ①事業者と専門家等支援者間のコミュニケーション・コミュニティの形成やマッチング
- ②中小企業向けの支援情報の提供、支援施策の申請受付
- ③中小企業・小規模事業者間の業務連携支援
- ④中小企業会計要領に基づく財務データ管理、ビッグデータ活用による高度な経営分析等の経営改革支援。また、最新の中小企業・小規模事業者支援施策や、専門家、先輩経営者等との情報交換ができる「支援ポータルサイト」の運営や、中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するための「専門家派遣」を実施しています。

がんばる企業応援ネットワークぎふ構成機関内“包括的連携協定”

また、お取引先事業者の一層の経営支援にあたることを目的として、平成26年4月1日に、当プラットフォーム構成機関内“包括的連携協定”を締結しております。

当包括的連携協定では、商工団体の持つノウハウと、金融機関の持つ資金調達機能を上手く連携し協働してお取引先事業者の支援に積極的にあたってまいります。

一般社団法人 岐阜県中小企業診断士協会

平成23年12月27日に『岐阜県内における中小企業者の安定及び経営基盤の強化』を目的として、相互に連携して中小企業の活動を支援することについての覚書を締結しております。

専門的見地から経営改善に取り組む必要があると判断されるお客様に対して当協会を紹介するほか、組合職員の能力向上に資するため、研修実施などの連携を図ってまいります。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部との連携協定

令和2年2月26日に岐阜県内の企業の働き方改革を実現するため、地域の企業の活性化とそれを担う人材の育成及び生産性向上を図ることを目的に連携協定を結びました。

第一勧業信用組合との地域創生における連携協定

令和2年3月19日に第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、両信用組合が持つノウハウやネットワークを活かした連携協定を行うことで、地域社会の発展やお客様の幸福に貢献することを目的に連携協定を結びました。

2. 外部機関の活用

岐阜県中小企業再生支援協議会

お取引金融機関が複数にわたるなど金融機関間での調整が必要な再生事案には、中小企業再生支援協議会の活用が効果的です。お客様、中小企業再生支援協議会、当組合を含む金融機関の3者間で連携して、経営改善計画書の策定や計画実行のための各施策に取り組んでおります。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

平成29年10月2日に地方創生の実現を目的として、「地域創生に関する連携協定」を締結しました。相互のノウハウを活用し、セミナーを開催するなど、地域の中小・小規模事業者の経営課題の解決に向けた協働支援に取り組んでまいります。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点

令和2年10月に岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点と岐阜県プロフェッショナル人材サテライト拠点運営業務委託契約を締結しました。中小事業者等の成長に必要となるプロフェッショナル人材像を具現化し、その人材ニーズに対して「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携して取り組みます。

取組み状況

1. 取組み事例

当組合ではお客様のライフステージ(a.創業・新事業開拓、b.成長段階、c.経営改善・事業再生・業種転換)に応じて、専門部署による適切なアドバイス、支援を実施しております。

a. 創業・新事業開拓

支援体制	支援内容
創業にあたっては、事業計画の策定や、事業資金の確保など、様々な課題を解決していく必要があります。当組合では、特に、若者や女性、脱サラ希望者など、多くの不安を抱える方々をサポートするため、専門部署による支援体制を強化しています。	●事業計画の策定支援 ●創業に伴う運転資金、設備資金などの金融支援 ●資金繰り相談 他

b. 成長段階

支援体制	支援内容
成長段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となる一方で、事業の効率化など、事業計画の再策定を検討する時期に入ります。当組合では、お客様の成長に最適なプランを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	●新たな設備資金、増加運転資金などの金融支援 ●お借入れの一本化等による返済計画の見直し ●事業計画の再策定支援 他

c. 経営改善・事業再生・業種転換など

支援体制	支援内容
再生段階においても、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、専門家のアドバイスによる課題の改善など、その手法は様々です。当組合では、最適な再生スキームを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	主な、活用機関・制度は以下の通りです。 ●中小企業再生支援協議会 ●経営力強化保証制度 ●専門家派遣制度 他

地域活性化に関する取組み

岐阜とともに発展してきたしょうしんの「岐阜を応援したい!もっと岐阜を盛り上げたい!」という想いがいっぱいの取り組みを紹介します。コロナ禍で思うように取り組めなかったこともありましたが、この想いは変わりません。

岐阜の街をきれいにしたい!

大好きなまちやお世話になっている地域の方々に、美化活動で恩返ししています。



子どもたちに食の大切さを伝えたい!

恒例になった、子どもたちに食の大切さを考えてもらう「お絵描きコンテスト」。昨年は796人の子どもたちが素敵な作品で参加してくれました。



入賞作品展示inマーサ21



募集ポスター

岐阜のスポーツを応援したい!

地元開催のマラソン大会やサッカーチームの応援にも全力投球です。頑張る選手たちにアツイ想いと声援を届けています。



FC岐阜を応援するしょうしんサポーター



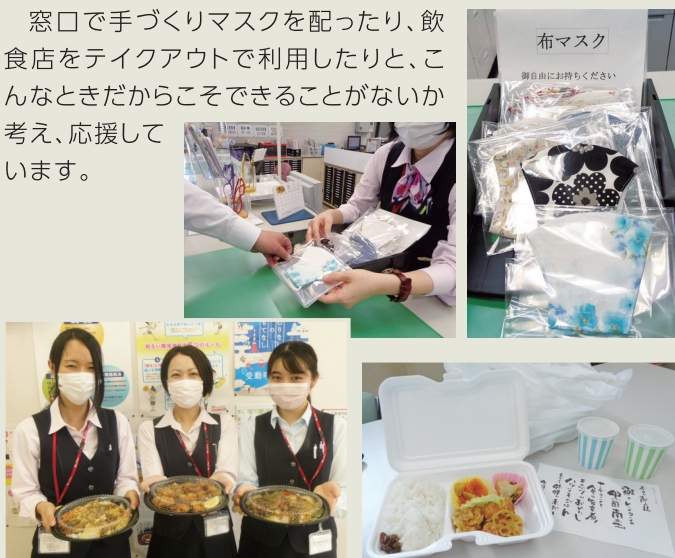
FC岐阜に協賛



ぎふ清流ハーフマラソンに協賛

コロナで苦しむお客様を応援したい!

窓口で手づくりマスクを配ったり、飲食店をテイクアウトで利用したりと、こんなときだからこそできることがないか考え、応援しています。



他にもいろいろしたい!

日本赤十字社「献血サポーター」として、定期的に献血場所を提供したり、献血に積極的に参加したりしています。時には一日警察署長を拝命し、交通安全や二セ電話詐欺防止を地域の方に呼び掛けています。



献血に協力



一日警察署長

しょうしんクラブのご紹介

しょうしんクラブは、岐阜商工信用組合の組合員の積極的な企業活動の推進と会員相互の親睦を図ることを目的とし、昭和60年に設立されました。

講演会

各界の著名人・文化人を招いて講演会を開催しています。

■ 近年の主な講師

平成30年 6月	東進ハイスクール東進衛星予備校 現代文講師	林 修 氏 杉村 太蔵 氏 堤 幸彦 氏
平成30年 10月	元衆議院議員	
平成30年 12月	映画監督	
平成31年 2月	株式会社ネクストスタンダード 代表取締役社長	齊藤 正明 氏
平成31年 4月	元フジテレビアナウンサー	河野 景子 氏
令和元年 7月	元大関琴欧州・鳴戸部屋親方	鳴戸 勝紀 氏
令和元年 10月	弁護士・元大阪府知事	橋下 徹 氏
令和元年 12月	浪速のカリスマ添乗員	平田 進也 氏
令和 2年 2月	元全日本空輸客室乗務員	吉永由紀子 氏



令和元年10月講演
橋下 徹 氏

親睦パーティー

年に数回、講演会のあとに「親睦パーティー」を開催しています。立食ブッフスタイルでお食事を楽しみながら情報交換、交流の場として、会員相互の親睦を深めていただいております。



当組合の組合員日下部様による手品の余興



親睦パーティーの様子

工場見学

年1回、各地工場などへの見学ツアーを開催しております。社員旅行や、お子様の夏休みの旅行に最適で、毎年ご好評をいただいております。
(※ご参加いただくには参加費が必要です。)

■ 近年の実績

平成29年 8月	ガスエネルギー館・ INAXライブミュージアム・ めんたいパーク【東海市・常滑市】
平成30年 8月	造幣局 本局【大阪府】
令和元年 8月	ヤマハ企業ミュージアム イノベーションロード【浜松市】

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため各イベントは中止いたしました。

トピックス

令和2年12月 社内報のプレ号が発行されました！



特集記事(一部)



プレ号

社内報復刊(28年振り!)に向けてプレ号が発行されました。楽しい職場づくりをコンセプトとして、職員の相互理解につながる内容やお客様のことを発信します。特集では「取引先飲食店グルメ」を企画し、新型コロナウイルスの影響に苦しむ飲食店のお客様を応援しました。

冷静かつ適切な対応を！ 定期的な防犯訓練を実施しています！



人質となった職員



模擬犯人を落ち着かせる職員

警察と連携し、職員の防犯意識を高めるための訓練を定期的実施しています。

模擬拳銃を一発発射し現金を要求する状況下で、緊急通報の仕方、犯人の特徴把握などを訓練します。臨場感ある演出で、職員は本番さながらに真剣な表情で取り組みました。

経営管理の体制

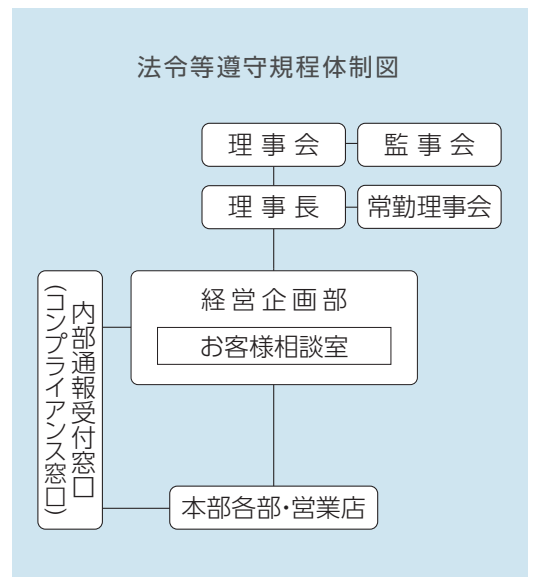
●法令等遵守(コンプライアンス)態勢

信用組合は、各種の法律や規制のもとに活動しています。たとえば「会社法」をはじめ、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」など様々なものがあります。

当組合では、これらの法律や規制に則り適正な業務を遂行するため、経営企画部の中にコンプライアンス担当を置くとともに、各本店にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を置くことにより、組織的に法令を遵守する態勢を整備し、重点施策(コンプライアンス編)に基づき研修あるいは各種の指導・徹底を繰り返し実施することにより、法令等遵守態勢の強化に努めています。預金、融資、為替などに関する事務については、細部にわたり事務取扱要領を定めています。さらに、信用組合職員としての基本姿勢や行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、併せて定期的な研修を実施することで法令等遵守の意識を高める組織風土の醸成に努めております。

また、これらの事務取扱要領や規程は、文書管理システムとして全店統一管理されており、追加、修正がある場合には、通達等によりその趣旨を周知徹底させたいと、文書管理システムの更新をその都度行っています。さらに、文書管理システムを活用した集合研修、店内研修を実施しており、全職員が同じ基準で業務にあたるように徹底しております。

なお、当組合では平成14年度より外部監査法人(有限責任監査法人トーマツ)の法定監査を受けております。



●コンプライアンス基本方針

「コンプライアンス基本方針」は、当組合が金融機関として誠実かつ公正に業務を遂行するための法令等遵守に関する方針です。

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを自覚します。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

●コンプライアンス宣言

「コンプライアンス宣言」は、当組合の役職員一人ひとりが法令等を遵守し、お客様の信頼にお応えすることを内外に向けて宣言するものです。

1. 当組合の役職員は、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範及びこれらに基づく組合内規程等を厳正に遵守します。
2. 当組合の役職員は、お客様とのお取引に際して金融取引に係る法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 当組合の役職員は、お客様に関する情報の取扱には細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和2年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は609件(前年度466件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は30.7%(同22.9%)、「保証契約を解除した件数」は13件(同8件)、となっております。

●中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が、平成25年3月末を以て期限を迎えたことに伴いまして、当組合では、同法終了後のお客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対する方針を以下の通り定めております。

1. お客さま個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
2. 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. お客さまの真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律第9条に則り、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の利益を守ることに努めます。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただくため、金融商品の内容やリスク等の重要事項を十分にご理解いただけるよう、分かりやすい商品説明に努めます。
3. 当組合は、お客様に断定的な判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、法令・諸規則を遵守し、誠実・公正な勧誘を心掛け、適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

●適切な保険募集を行うための方針

当組合は、適切な募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。）

- 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

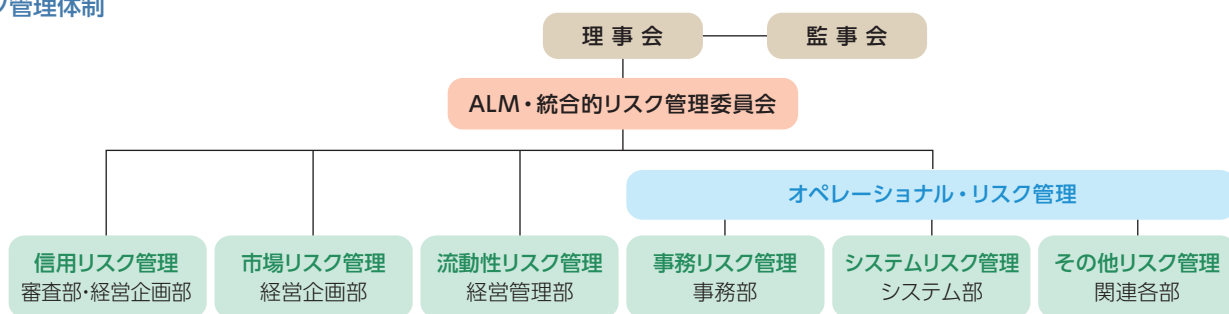
一部保険商品における法令上の販売制限について

- (1) 当組合が取扱う保険商品のうち、住宅関連の長期火災保険を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客様の範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (2) 当組合に事業性融資の申込みをされている期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
- (3) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
 - ①当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応します。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

●リスク管理体制



金融業務の多様化や国際化の進展に伴い、金融機関が抱えるリスクは複雑化、多様化しております。このような環境下、自己責任原則のもとにリスクを的確に管理する一方で、リスクに見合った適正な収益を確保することが求められております。

当組合では、リスク管理に関する方針を「統合的リスク管理方針」として定め、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理規程」として制定しており、さらに各リスクの管理要領に従って適切なリスク管理を実施しております。

区分	取組み内容
統合的リスク管理体制	金融業務の遂行に不可避である各種リスクを組合全体の観点から分析・評価し、適切に管理することが、経営の健全性を維持するための最重要課題となっています。 当組合ではこのような考え方に基づき、リスク統括部門がすべてのリスクを一元的に把握する体制を整備しています。また、計量化が可能なリスクを統合的に管理し、リスクの総量を自己資本の一定範囲内に抑えることで経営の健全化と安定性の向上に努めております。
信用リスク管理体制	信用リスクとは、取引先の経営状態の変化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり、当組合が損失を被るリスクをいいます。 信用リスク管理体制においては、組合内で厳格な審査基準を設けるとともに、審査部門を独立させることで、個別案件ごとに貸出の妥当性を十分にチェックして対応しております。さらに、自己査定を通じて融資を含めた全ての資産について、その健全性を検証するとともに、適正に償却・引当を実施しております。また、本部審査体制の充実とともに、各営業店融資担当者の審査能力の向上を目指して、融資研修等についても充実を図っております。
市場リスク管理体制	市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、当組合の資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 市場リスク管理体制においては、「ALMシステム」（資産・負債総合管理）を活用して、金利リスクに対して適切に対応できる体制を整備しております。また、有価証券投資にあたっては、「有価証券運用基準」および「余裕資金運用規程」に基づいて運用しており、常に有価証券の金利リスク等を検証しつつ効率的な運用に努めております。さらに、市場リスク量の計量化にも取り組んでおり、VaR法、BPV法のほか、銀行勘定全ての科目を対象としたリスク量の計測も行っております。
流動性リスク管理体制	流動性リスクとは、必要な資金を確保できず、資金繰りに支障をきたしたり、通常より著しく不利な条件での取引を余儀なくされて、当組合が損失を被るリスクをいいます。 当組合の預貸率は「約68%」で、支払準備率は「150%」を超えており、支払い準備は万全です。（令和3年3月末）
オペレーショナル・リスク管理	事務リスク管理体制 事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を被るリスクをいいます。 当組合では、皆様からの信頼にお応えできる事務処理を常に念頭において、日ごろから監査部による監査を定期的を実施しており、事務処理が諸規程等に沿って正確に行われるように指導、徹底しております。また、店内検査を定期的を実施しており、相互牽制とチェック体制の充実を図り、事務リスクの低減に努めております。
	システムリスク管理体制 システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を被るリスクをいいます。 コンピュータシステムは、金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させることが重要です。当組合では、「災害・緊急時対策要領」および「緊急時営業店事務取扱要領」を制定しており、緊急時の行動手順が定められております。当組合は平成21年5月に自営オンラインから信用組合共同オンラインに移行いたしました。これによりシステムリスクを大幅に回避することができました。具体的には、信用組合共同オンラインの中核機関であるSKCセンターでは、ホストコンピュータの二重化やデータの外部保管など、コンピュータシステム障害に対し万全を期しております。

キャッシュカード犯罪への対応

●カード犯罪による被害にあわないために

偽造・盗難カード等による犯罪にあわないために、また、安心してご利用いただくために、キャッシュカードの管理は、次のとおり十分注意してください。

- 暗証番号は、生年月日、電話番号、車のナンバーなど、他人に推測されやすい番号の利用は避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- 長期間にわたり同一の暗証番号の使用は避けてください。定期的な変更をお勧めします。
- 手帳、メモ用紙、キャッシュカードの裏面などに暗証番号を書いて保管することは避けてください。
- 貴重品ロッカーなどで、キャッシュカードの暗証番号の使用は避けてください。
- ATMご使用の際は、暗証番号を後ろから盗み見られないようご注意ください。ATM装着の鏡で後方を確認してください。
- 当組合の職員や警察官などが暗証番号をお尋ねすることはありません。他人には教えないでください。

●偽造・盗難カード等の被害にあってしまったら

万が一、偽造・盗難カード等による犯罪の被害にあわれたり、カードを「紛失・盗難」された場合は、直ちに、最寄りの当組合本支店にご連絡ください。

また、「偽造・盗難」の場合は、最寄りの警察にも届け出てください。

夜間・休日のご連絡先

信組情報サービス(株)信組ATMセンター
電話番号 058-249-0003

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

●当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し先	「お取引先店舗」または「経営企画部（お客様相談室）」をお願いいたします。	
	経営企画部 (お客様相談室)	住 所: 岐阜市美江寺町2-4-3 電話番号: 0120-007-882 (サービス番号「6番」をお選びください。) 受付時間: 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

●苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

※ 詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。

名 称	東海しんくみ苦情等相談所 (東海信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒453-0015 名古屋市東区中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時30分	月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当組合に対し迅速な解決を要請いたします。

●保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話番号: 03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話番号: 0570-022-808)

●岐阜県弁護士会または東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	愛知県弁護士会紛争解決センター	愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
住 所	〒500-8811 岐阜市端詰町22番地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10
電話番号	058-265-0020	052-203-1777	0564-54-9449
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時～午後5時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前10時～午後4時 但し、あっせん・仲裁は、原則として月曜日～金曜日の午前10時～午後5時までの間に実施	

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時30分～午前12時 午後1時～午後3時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前10時～午前12時 午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 (除 祝日、年末年始) 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。

総代会

●総代会の位置づけ

信用組合は、組合員同士の「相互扶助」と「共存共栄」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することとなります。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当組合では組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会を設置しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では総代に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

●総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

① 総代の任期は3年で、80歳定年制となっております。

② 総代の定数は100人以上115人以内で、各選挙区毎の総代の定数は理事会で定めています。

なお、令和3年4月1日現在の総代数は105人、組合員数は65,905人（※令和3年3月31日現在）です。

(2) 総代の選任方法

総代は組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代選挙規約に基づき選任されております。

(令和3年4月1日現在)

エリア	選挙区(店名)	総代数	総代数	総代氏名/当選回数
岐阜	本店営業部	10	10	伊藤 善男(8) 遠藤 猛(2) 小野 優(6) 佐藤 義之(◎) 鈴木 栄嗣(3) 所 哲朗(◎) 内藤 哲男(7) 松波 茂樹(1) 宮川 俊博(3) 若山 雅彦(3)
	加納支店	7	7	郷原 則子(2) ㈱三建工業(◎) 広瀬 豊司(3) 福井 眞一(6) 不破 欣昭(6) 安田 高志(5) 山田 英貴(2)
	鷺山支店	8	8	上田 光男(3) 刈谷 敬三(6) ** *(4) 小原 香織(4) 武藤 司(2) 山口 八郎(◎) 山下 和彦(5) 山田百合香(2)
	東栄支店	3	3	亀川 政一(3) 田内 博(9) ㈱リケネット(1)
	本荘支店	7	7	S S C ㈱(1) ㈱加藤物産(◎) 後藤 文秀(1) ㈱山高商事(2) 大 東 ㈱(◎) 中日技研(1) 安江 靖和(4)
	長森支店	6	6	神谷 道夫(2) 篠田須美子(2) 部田 哲雄(1) 丹羽 和幸(4) 野中 勝利(◎) 村瀬 賢一(4)
	近島支店	2	2	河合 通雄(6) 村井 憲朗(1)
大垣	大垣支店	7	7	小川 貴彦(6) 加納 敏男(3) 三 柏 ㈱(2) ㈱サンユウ(2) 中村 隆男(6) ** *(6) 山田 喜照(3)
	那加支店	4	4	大野 道伯(◎) ㈱岐阜車体工業(2) 協和建設(1) 津田 義親(6)
	各務原支店	4	4	池田 潔(4) 奥村 義澄(7) 西部 元照(2) ㈱ライフプラン(1)
各務原	蘇原支店	3	3	恩田 和夫(2) 北川 政臣(2) ㈱サクセスG&T(1)
	関支店	6	6	青木 和也(2) 東 隆雄(1) ㈱杉山製作所(1) 青協建設(◎) 田中 邦男(1) 村下 侑刑(2)
	美濃加茂支店	4	3	片山 充(6) 名和 勘二(3) 西川 真樹(3)
関・東濃	多治見支店	3	3	鈴木 俊隆(4) 則武 友記(4) 山村 寛(3)
	可児支店	3	3	西野 孝一(3) ㈱ニシノ(1) ㈱三和木(2)
	北方支店	5	5	上野 敦(2) 小島 義弘(2) 西川 武憲(3) 日東興産(◎) 廣瀬 哲之(3)
揖斐・本巣	穂積支店	3	3	堀 要(3) 武藤 正敏(6) 吉安 信三(2)
	揖斐支店	4	3	大西 恵子(2) 國枝 治彦(3) 西濃建設(1) 8)
	池田支店	4	4	遠藤 誠二(5) 清水 三博(3) 竹中 公一(2) 野原 昭弥(6)
羽島	羽島支店	6	6	飯田耕一郎(7) 大橋 一成(5) 岡 賢治(5) 柳田 昭裕(2) 柴田 芳樹(2) 山田 優(2)
	笠松支店	4	4	井上 好典(2) 岡田 文雄(4) 尾関 洋治(7) 田中 義夫(3)
	岐南支店	4	4	小野木政則(4) 黒田 隆(4) ㈱三 島(8) 森瀬 博史(3)

※50音順で記載しています。 ※氏名開示の同意を得られていない総代に関しては「** **」と表示しています。
 ※各氏名の後の数字は、当選回数を表します。また当選回数が10回以上となる場合には◎と表示しています。
 ※なお、総代名簿につきましては、各営業店に備え置いてあります。

●総代の属性別構成比

職業別	個人	16.30%	個人事業主	33.70%	法人役員	50.00%		
年代別	40代以下	6.98%	50代	18.60%	60代	32.56%	70代以上	41.86%
業種別	学術研究、専門・技術サービス業	27.08%	建設業	20.83%	卸売業、小売業	10.42%	製造業	8.33%
	不動産業	8.33%	飲食業	4.17%	生活関連サービス業・娯楽業	4.17%	運輸業、郵便業	2.08%
	教育、学習支援業	2.08%	電気、ガス、熱供給、水道業	2.08%	その他	14.58%		

●第68回通常総代会の決議事項

令和3年6月25日に開催された第68回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り可決されました。

報告事項

- (1) 第68期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
事業報告、貸借対照表、損益計算書について

議決事項

- 第1号議案 第68期剰余金処分案承認の件
 第2号議案 第69期事業計画および収支予算案承認の件
 第3号議案 定款変更の件
 第4号議案 役員甲意慰労金支給の件



営業インフォメーション

●主要な事業の概要

預金業務	預金—当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。
貸出業務	(イ)貸付—手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 (ロ)手形の割引、でんさい割引
商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。
外国為替業務	取扱っておりません。
社債受託および登録業務	取扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
附帯業務	(イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)生命保険窓口販売業務、損害保険窓口販売業務 (ニ)代理業務 (a)全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会の代理貸付業務 (b)日本銀行の歳入復代理店業務 (ホ)地方公共団体の公金取扱業務 (ヘ)株式払込金の受入代理業務および株式配当金の支払代理業務 (ト)保護預りおよび貸金庫業務

●預金商品

主な預金商品	
年金 特別定期	当組合にて公的年金をお受取りの場合、「スーパー定期」1年ものの店頭表示金利に年0.1%上乗せさせて頂く定期預金商品です。
インターネット バンキング 定期預金	インターネットバンキング専用の定期預金として、お得な金利で取扱をしている当組合—押し定期預金商品です。
パワフル 定期預金	定期的に取扱期間を設け、店頭表示金利よりお得な金利で取扱している定期預金商品です。
子育て応援 定期積金	「ぎふっこカード」等の提示で定期積金の店頭表示金利に上乗せさせて頂く、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」参加の定期積金商品です。

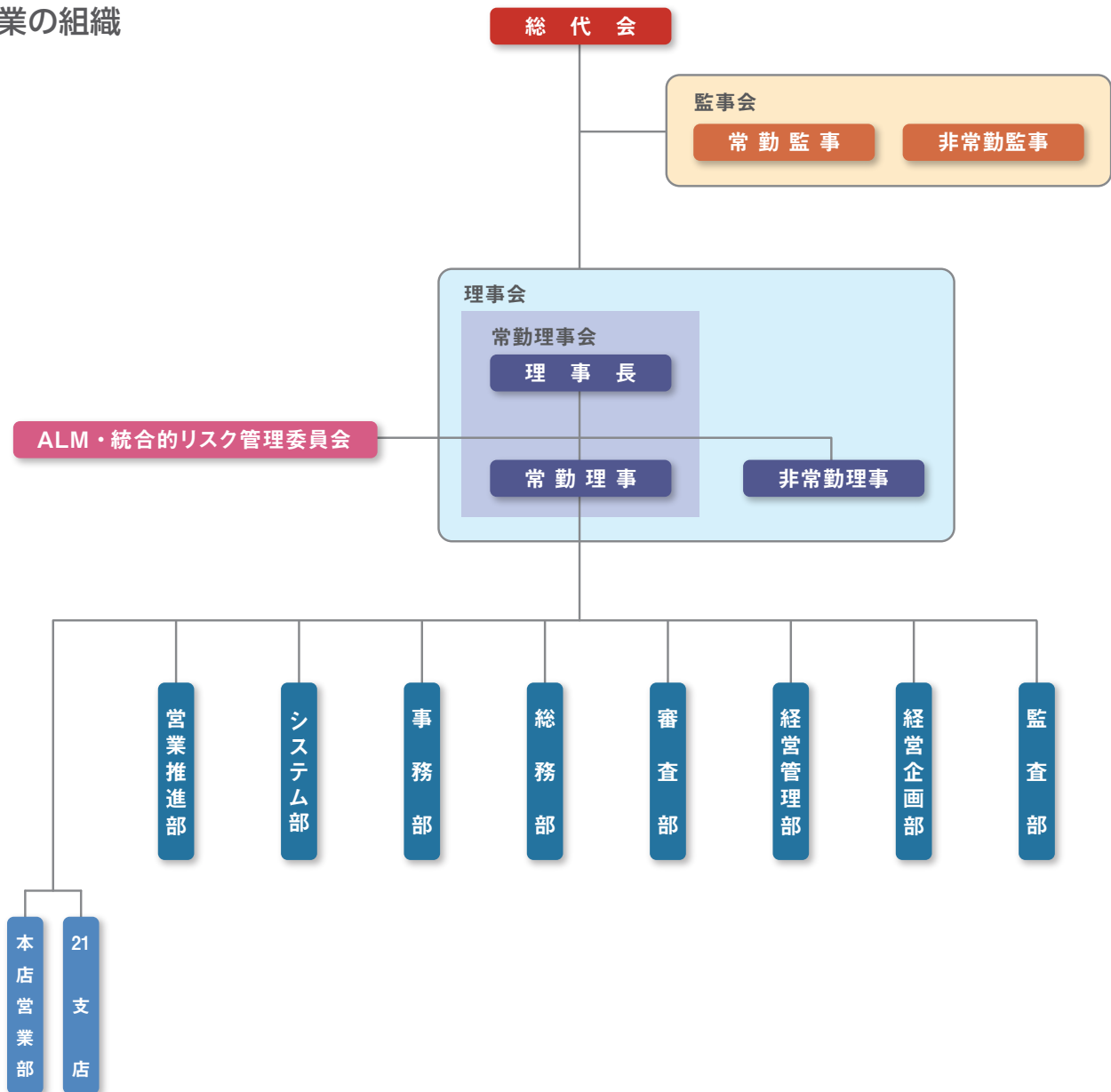
●保険商品

主な保険商品	
標準傷害保険 「しんくみホッとプラン」	お手頃な保険料で組合員およびそのご家族のさまざまな事故によるケガを補償する団体傷害保険です。
住宅ローン関連火災保険 「安心あっとホーム」 「タフ・すまいの保険」 「トータルアシスト住まいの保険」	火災を主とした災害による、大切なお住まいの建物や家財の損害を補償する保険です。
業務災害補償保険 「タフビズ」 「経営ダブルアシスト」	業務上の災害に起因する様々なリスク・トラブルを総合的に補償する業務災害補償保険です。

●融資商品

主な融資商品	資金のお使いみち	
事業用の ローン	当組合では、お客様の事業内容等に応じて、オーダーメイドな商品をご提案いたします。 また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会など、政府系金融機関等の代理貸付制度、県・市町村の制度融資もご利用いただけます。	
グッドビジネス ローン「アシスト」	当組合にお借入のない方が、事業資金にご利用いただけます。	
協調サポート	日本政策金融公庫と当組合が連携して事業資金のニーズにお応えします。	
住宅関係 のローン	すまいる住宅 ローン	自己所有のための居住用住宅(マンション含む)の新築・購入(中古住宅購入を含む)・増改築資金としてご利用いただけます。
お使いみち 限定の ローン	超多目的 ローン	住宅や店舗併用住宅のリフォーム、お車のご購入、大学等への入学金・学費・教材のご購入等のお使いみちが決まった資金にご利用いただけます。ただし、事業性資金は除きます。
お使いみち 自由の ローン	フリーローン 「チョイス」 アシスト・プラス カードローン アラカルト	お使いみちは自由ですが、事業資金は除きます。

事業の組織



役員一覧

理事長 (経営全般)	森嶋篤男
常務理事 (総務部・事務部担当)	赤堀誠
常務理事 (経営管理部担当・システム部長)	林弘道
理事 (営業推進部長)	大野賢
理事 (審査部長・経営企画部長)	峯岸伸行
理事	牧村昭司
理事	栗本利泰
理事	菊本舞
理事	藤田一實
監事	林敏広
監事	平野博史
監事	高井博文

(令和3年7月1日現在)

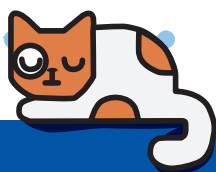
注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

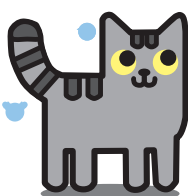
(令和3年7月1日現在)





資料編

決算の状況	19
損益の状況	23
業務の状況	23
自己資本の充実の状況	26
役員等の報酬体系	32
店舗一覧	33
索引	34



決算の状況

●貸借対照表

■ 資産の部		(単位 百万円)	
	第67期 (令和2年3月31日)	第68期 (令和3年3月31日)	
現金	1,802	1,674	
預け金	54,458	49,733	
金銭の信託	1,579	731	
有価証券	77,923	80,788	
国債	3,757	2,716	
地方債	10,033	9,772	
社債	43,908	46,284	
株式	77	88	
その他の証券	20,146	21,926	
貸出金	164,205	171,728	
割引手形	699	334	
手形貸付	15,590	14,568	
証書貸付	138,130	145,309	
当座貸越	9,784	11,516	
その他資産	1,462	1,360	
未決済為替貸	13	17	
全信組連出資金	686	686	
未収収益	271	277	
その他の資産	491	379	
有形固定資産	5,449	5,157	
建物	2,378	2,268	
土地	2,665	2,576	
その他の有形固定資産	405	313	
無形固定資産	25	22	
ソフトウェア	10	8	
その他の無形固定資産	14	14	
繰延税金資産	64	-	
債務保証見返	13	12	
貸倒引当金	△1,135	△1,107	
(うち個別貸倒引当金)	(△836)	(△791)	
資産の部合計	305,848	310,101	

※資産の中心は貸出金です。

■ 負債の部		(単位 百万円)	
	第67期 (令和2年3月31日)	第68期 (令和3年3月31日)	
預金	253,958	252,669	
当座預金	3,430	3,162	
普通預金	52,734	62,385	
貯蓄預金	508	520	
通知預金	718	1,109	
定期預金	192,280	182,476	
定期積金	2,919	2,420	
その他の預金	1,366	594	
借入金	32,400	34,900	
当座借越	32,400	34,900	
その他負債	1,078	1,120	
未決済為替借	37	36	
未払費用	596	609	
給付補填備金	6	2	
未払法人税等	9	9	
前受収益	227	213	
払戻未済金	121	169	
資産除去債務	8	8	
その他の負債	71	71	
賞与引当金	153	169	
退職給付引当金	290	295	
役員退職慰労引当金	2	2	
偶発損失引当金	35	32	
睡眠預金払戻損失引当金	72	68	
繰延税金負債	-	255	
再評価に係る繰延税金負債	154	147	
債務保証	13	12	
負債の部合計	288,158	289,674	

■ 純資産の部		(単位 百万円)	
	第67期 (令和2年3月31日)	第68期 (令和3年3月31日)	
出資金	7,551	8,409	
普通出資金	5,051	5,909	
優先出資金	2,500	2,500	
資本剰余金	2,500	2,500	
資本準備金	2,500	2,500	
利益剰余金	5,307	6,451	
利益準備金	2,197	2,317	
その他利益剰余金	3,110	4,134	
特別積立金	1,958	2,758	
当期末処分剰余金	1,152	1,376	
組合員勘定合計	15,359	17,361	
その他有価証券評価差額金	2,162	2,910	
土地再評価差額金	168	155	
評価・換算差額等合計	2,330	3,066	
純資産の部合計	17,689	20,427	
負債及び純資産の部合計	305,848	310,101	

※負債の中心は預金・積金です。

※給付補填備金は、定期積金の利息に必要な額を計上したための勘定です。

※組合員勘定は、皆様の出資金と利益(剰余金)の一部を積み立てた準備金・積立金等です。

決算の状況

■ 損益計算書

(単位 百万円)

	第67期	第68期
	(平成31年4月1日より 令和2年3月31日)	(令和2年4月1日より 令和3年3月31日)
経常収益	5,121	5,518
資金運用収益	4,600	4,701
貸出金利息	3,610	3,673
預け金利息	56	56
有価証券利息配当金	905	944
その他の受入利息	27	27
役務取引等収益	205	194
受入為替手数料	46	43
その他の役務収益	158	150
その他業務収益	57	303
国債等債券売却益	2	1
国債等債券償還益	15	276
その他の業務収益	39	24
その他経常収益	257	319
貸倒引当金戻入益	22	-
償却債権取立益	183	156
株式等売却益	0	1
金銭の信託運用益	19	154
その他の経常収益	31	7
経常費用	4,622	4,129
資金調達費用	294	246
預金利息	291	248
給付補填備金繰入額	3	2
借入金利息	0	△4
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	519	452
支払為替手数料	30	29
その他の役務費用	488	423
その他業務費用	228	15
国債等債券売却損	77	-
国債等債券償還損	150	14
その他の業務費用	0	0
経常費用	2,997	2,995
人件費	1,863	1,957
物件費	1,060	995
税	73	42
その他経常費用	582	420
貸倒引当金繰入額	-	44
貸出金償却	169	297
株式等売却損	140	5
金銭の信託運用損	117	-
その他の経常費用	154	73
経常利益	498	1,389
特別利益	12	-
固定資産処分益	12	-
特別損失	446	91
固定資産処分損失	1	0
減損損失	445	91
税引前当期純利益	65	1,297
法人税・住民税・事業税	9	9
法人税等調整額	△739	33
法人税等合計	△730	42
当期純利益	795	1,255
繰越金(当期首残高)	137	109
土地再評価差額金取崩額	219	12
当期末処分剰余金	1,152	1,376

■ 剰余金処分計算書

(単位 百万円)

	第67期	第68期
	(平成31年4月1日より 令和2年3月31日)	(令和2年4月1日より 令和3年3月31日)
当期末処分剰余金	1,152	1,376
剰余金処分量	1,043	1,176
利益準備金	120	138
普通出資に対する配当金	95	110
優先出資に対する配当金	28	28
特別積立金	800	900
次期繰越金	109	200

● 法定監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当しておりますので、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

● 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月25日 岐阜商工信用組合 理事長

森嶋 篤男

※損益計算書の主体は、経常収益と経常費用です。当組合の1年間の営業活動の大部分がこの数字に集約されます。経常収益と経常費用の差額が経常利益になります。

※経常収益の中心は貸出金利息です。貸出金利息は貸付金利息と割引料の合計です。

※役務取引等収益は、為替取扱手数料と代理業務取扱手数料が主なものです。

※経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。

※経費の主体は人件費と物件費です。物件費とは一般経費とご理解いただければよいと思います。

注記事項【貸借対照表関係】

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づき時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 1,526百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,829百万円 |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
(土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出)同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,061百万円
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 建物 | 15年 ~ 47年 |
| その他 | 5年 ~ 15年 |
6. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)で非保全額が一定額以上かつ直近3事業年度以上破綻懸念先である大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去一定の期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの必要な修正を加えて算定しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
- 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が資産査定を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる残額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,759百万円です。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する事業年度から損益処理しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度を採用しております。なお、当組合が加入している全国信用組合厚生年金基金は令和3年2月23日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しました。
- 全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、第1期の財政決算報告書を作成していないため、当事業年度については記載を省略しております。
- 全国信用組合厚生年金基金の制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 326,130百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 282,169百万円 |
| 差引額 | 43,960百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成31年4月1日 至今令和2年3月31日)
- | | |
|--|--------|
| | 1.569% |
|--|--------|
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△20,484百万円及び別途積立金64,445百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金112百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。
- なお、役員退職慰労金制度は平成22年6月25日開催の通常総代会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります役員に対して同総代会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退職時の総代会後に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 3,854百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は3,849百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの滞りが相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでの掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は706百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は4,634百万円です。なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、334百万円です。
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|------------|------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 32,500百万円 |
| | 有価証券 | 8,811百万円 |
| | 借入金 | 34,900百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために、預け金 5,000百万円、有価証券 2百万円を担保提供しております。また、裁判所に対する供託のため有価証券 5百万円を差し入れております。
22. 出資1口当たりの純資産額 1,302円95銭
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に関する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。ALMIに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・統合的リスク管理委員会において決定されたALMIに把握する方針に基づき、ALM・統合的リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM・統合的リスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理の諸規程に従って行われております。このうち、経営管理室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は経営企画室を通じ、理事会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。当組合のVaRは、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99.9%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,826百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
24. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

決算の状況

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	49,733	49,780	46
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	898	916	18
その他有価証券	79,657	79,657	—
(3) 貸出金(*1)	171,728		
貸倒引当金(*2)	△1,107		
	170,620	174,153	3,533
金融資産計	300,909	304,507	3,598
(1) 預金積金(*1)	252,669	253,256	586
(2) 借入金(*1)	34,900	34,900	—
金融負債計	287,569	288,156	586

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。仕組預け金については、預け先の算出した時価により記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25～28に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

仕組貸出金については、カウンターパーティーの算出した時価により記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間(1年以内)のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該約定価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位 百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	30
全信組連出資金(*1)	686
組合出資金(*2)	202
合計	919

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	198	204	5
地方債	99	103	3
社債	100	101	1
その他	499	507	7
小計	898	916	18

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	57	40	17
債券	53,331	51,189	2,141
国債	2,518	2,379	139
地方債	9,672	8,979	692
社債	41,140	39,830	1,310
その他	18,479	16,490	1,988
小計	71,868	67,720	4,147

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
723百万円	2百万円	14百万円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,112	14,891	20,825	17,944
国債	601	98	—	2,017
地方債	199	519	7,433	1,618
社債	4,311	14,273	13,391	14,308
その他	1,801	11,132	1,193	400
合計	6,914	26,023	22,018	18,344

29. 金銭の信託の保有目的別の内訳の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託の取扱いはありません。	731百万円	32百万円

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,044百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが12,044百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。(単位 百万円)

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金	681
減損損失	199
賞与引当金	46
退職給付引当金	80
繰延欠損金(注2)	263
その他	79
繰延税金資産小計	1,351
税務上の繰延欠損金に係る評価性引当額(注2)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△516
評価性引当額小計(注1)	△516
繰延税金資産合計	834
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	1,089
繰延税金負債合計	1,089
繰延税金負債の純額	255
再評価に係る繰延税金資産	65
評価性引当額	△65
再評価に係る繰延税金負債	147
再評価に係る繰延税金負債の純額	147

(注1) 評価性引当額が310百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰延欠損金に係る評価性引当額の減少301百万円であります。

(注2) 税務上の繰延欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額(単位 百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰延欠損金(a)	—	—	—	263	—	263
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	263	—	(b) 263

(a) 税務上の繰延欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰延欠損金は263百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産263百万円を計上しております。この繰延税金資産263百万円は平成28年3月期に税引前当期純損1,890百万円計上したことにより生じた繰延欠損金の残高263百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該税務上の繰延欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断した残高について繰延税金資産を認識しております。

32. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、「重要な会計上の見積り」に関する注記を訂正しております。

33. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,107百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として、8に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は当事業年度内に緩やかに収束するとの想定を置いておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においては、翌事業年度内に緩やかに収束するとの想定に変更しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確定であり、これらが変化した場合に、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

【損益計算書関係】

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1次当たりの当期純利益 109円58銭

3. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。(単位 百万円)

場所	主な用途	土地	建物	減損損失計
大垣市	大垣支店	24	—	24
池田町	池田支店	64	1	66

当組合は、事業用店舗について、それぞれ個別の物件をグループिंगの単位としております。

事業用の店舗のうち、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値であります。使用価値は、将来キャッシュ・フローを12.00%で割り引いて算定しております。

損益の状況

■ 利回・利鞘 (単位 %)			
	令和2年3月期	令和3年3月期	
資金運用利回	1.60	1.56	
資金調達原価率	1.17	1.11	
預貸金利鞘	0.97	0.92	
総資金利鞘	0.42	0.45	

■ 受取利息および支払利息の増減 (単位 百万円)			
	令和2年3月期	令和3年3月期	
受取利息の増減	107	101	
支払利息の増減	△10	△48	

※受取利息は、貸出金、預け金、金融機関貸付金等、有価証券の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。

※支払利息は、預金積金、譲渡性預金、借入金の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。

■ 資金運用・調達動定の平均残高、利息、利回り (単位 百万円)						
	令和2年3月期			令和3年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	287,377	4,600	1.60	299,800	4,701	1.56
貸出金	159,503	3,610	2.26	167,283	3,673	2.19
預け金	51,933	56	0.10	53,525	56	0.10
有価証券	75,253	905	1.20	78,304	944	1.20
資金調達勘定	278,028	293	0.10	288,955	244	0.08
預金積金	254,911	294	0.11	254,343	250	0.09
借入金	24,503	0	0.00	36,116	△4	-0.01

※「資金調達勘定」は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除して表示しています。
(平残:令和元年度1,385百万円、令和2年度1,504百万円)
(利息:令和元年度1,468千円、令和2年度1,278千円)

■ 業務粗利益および業務純益等 (単位 百万円)				
		令和2年3月期	令和3年3月期	
資金運用利益	(A)=(B)-(C)	4,307	4,456	
資金運用収益	(B)	4,600	4,701	
資金調達費用	(C)	293	244	
役務取引等利益	(D)=(E)-(F)	△314	△257	
役務取引等収益	(E)	205	194	
役務取引等費用	(F)	519	452	
その他の業務利益	(G)=(H)-(I)	△170	287	
その他業務収益	(H)	57	303	
その他業務費用	(I)	228	15	
業務粗利益	(A)+(D)+(G)	3,822	4,486	
業務粗利益率		1.33%	1.49%	
業務純益		824	1,474	
実質業務純益		824	1,491	
コア業務純益		1,034	1,228	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		1,034	1,227	

※「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。
(令和元年度1,468千円、令和2年度1,278千円)

※業務粗利益 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

※業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

※実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

※コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

業務の状況

預金の内訳

■ 預金種目別平均残高 (単位 百万円/%)				
	令和2年3月期	令和3年3月期		
当座預金	2,312 (0.9)	2,495 (0.9)		
普通預金	51,530 (20.2)	60,516 (23.7)		
貯蓄預金	489 (0.2)	520 (0.2)		
通知預金	870 (0.4)	841 (0.3)		
別段預金	184 (0.1)	175 (0.0)		
納税準備預金	597 (0.2)	754 (0.3)		
定期預金	195,840 (76.8)	186,367 (73.2)		
定期積金	3,086 (1.2)	2,670 (1.0)		
合計	254,911 (100.0)	254,343 (100.0)		

※()内は構成比です。

■ 定期預金種類別残高 (単位 百万円)			
	令和2年3月期	令和3年3月期	
定期預金	192,280	182,476	
固定金利定期預金	191,705	181,946	
変動金利定期預金	86	75	
その他	488	455	

貸出金の内訳

■ 貸出金種類別平均残高 (単位 百万円/%)				
	令和2年3月期	令和3年3月期		
割引手形	918 (0.6)	542 (0.3)		
手形貸付	14,590 (9.1)	15,366 (9.1)		
証書貸付	136,807 (85.8)	142,347 (85.0)		
当座貸越	7,186 (4.5)	9,027 (5.4)		
合計	159,503 (100.0)	167,283 (100.0)		

※()内は構成比です。

■ 貸出金金利区分別残高 (単位 百万円)			
	令和2年3月期	令和3年3月期	
貸出金	164,205	171,728	
うち変動金利	76,970	81,644	
うち固定金利	87,235	90,084	

■ 貸出金資金使途別内訳 (単位 百万円/%)			
	令和2年3月期	令和3年3月期	
設備資金	83,107 (50.6)	86,080 (50.1)	
運転資金	81,097 (49.4)	85,647 (49.9)	
合計	164,205 (100.0)	171,728 (100.0)	

※()内は構成比です。

業務の状況

■ 貸出金業種別内訳

(単位 百万円/%)

	令和2年3月期	令和3年3月期
製 造 業	10,173 (6.2)	11,488 (6.7)
農 業、林 業	582 (0.4)	426 (0.2)
漁 業	30 (0.0)	24 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	175 (0.1)	155 (0.1)
建 設 業	16,913 (10.3)	20,111 (11.7)
電気、ガス、熱供給、水道業	2,950 (1.8)	4,414 (2.6)
情 報 通 信 業	330 (0.2)	254 (0.1)
運 輸 業、郵 便 業	1,926 (1.2)	2,171 (1.3)
卸 売 業、小 売 業	11,786 (7.2)	13,117 (7.6)
金 融 業、保 険 業	8,863 (5.4)	8,803 (5.1)
不 動 産 業	27,809 (16.9)	30,811 (17.9)
物 品 賃 貸 業	19 (0.0)	10 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	640 (0.4)	673 (0.4)
宿 泊 業	1,589 (1.0)	1,293 (0.8)
飲 食 業	4,460 (2.7)	4,659 (2.7)
生活関連サービス業、娯楽業	5,596 (3.4)	4,894 (2.9)
教育、学習支援業	1,295 (0.8)	1,640 (1.0)
医 療、福 祉	5,376 (3.3)	5,828 (3.4)
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,210 (2.6)	5,138 (3.0)
そ の 他 の 産 業	75 (0.0)	68 (0.0)
小 計	104,805 (63.8)	115,986 (67.5)
国・地方公共団体等	6,992 (4.3)	6,293 (3.7)
個人(住宅・消費・納税資金等)	52,406 (31.9)	49,448 (28.8)
合 計	164,205 (100.0)	171,728 (100.0)

※()内は構成比です。

注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 貸倒引当金内訳

(単位 百万円)

	令和2年3月期		令和3年3月期	
	期末残高	増減高	期末残高	増減高
一般貸倒引当金	298	△119	316	17
個別貸倒引当金	836	△30	791	△45
合 計	1,135	△150	1,107	△27

※貸倒引当金は、回収困難な貸出金を償却する場合などに備えて積み立てている引当金です。
 ※当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当金」に係る引当金は行っておりません。

■ 貸出金償却

(単位 百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期
貸 出 金 償 却 額	169	297

■ 貸出金担保別/債務保証見返額

(単位 百万円/%)

	令和2年3月期				令和3年3月期			
	貸 出 金		債務保証見返		貸 出 金		債務保証見返	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当組合預金積金	1,914	1.2	7	52.2	1,916	1.1	6	55.5
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産	94,389	57.5	5	43.1	98,446	57.3	4	39.7
信用保証協会信用保険	13,222	8.0	0	4.7	17,623	10.2	0	4.7
保 証	30,550	18.6	—	—	30,305	17.6	—	—
信 用	24,128	14.7	—	—	23,436	13.6	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	164,205	100.0	13	100.0	171,728	100.0	12	100.0

■ リスク管理債権の状況

(単位 百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期
リスク管理債権総額 (A)	4,999	4,634
破綻先債権額	117	78
延滞先債権額	4,481	3,849
3ヶ月以上延滞債権額	13	0
貸出条件緩和債権額	386	706
保 全 額 合 計 (B)=(C)+(D)	4,069	3,603
担 保・保 証 等 (C)	3,183	2,755
貸 倒 引 当 金 (D)	886	847
担保・保証等、引当金による保全率 (B)÷(A)	81.41%	77.75%
貸 倒 引 当 金 引 当 率 (D)÷(A-C)	48.81%	45.11%

(解 説)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定により再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものを除いた未収利息不計上貸出金です。
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
- 「担保・保証等(C)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金(D)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「担保・保証等、引当金による保全率(B)÷(A)」はリスク管理債権の残高に対し、担保・保証等、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■ 金融機能再生緊急措置法に基づく資産の査定

(単位 百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期
不 良 債 権 計 (A)	5,007	4,642
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	779	454
危 険 債 権	3,828	3,480
要 管 理 債 権	400	706
正 常 債 権	159,336	167,215
保 全 額 合 計 (B)=(C)+(D)	4,078	3,610
担 保・保 証 等 (C)	3,192	2,763
貸 倒 引 当 金 (D)	886	847
担保・保証等、引当金による保全率 (B)÷(A)	81.44%	77.79%
貸 倒 引 当 金 引 当 率 (D)÷(A-C)	48.81%	45.11%

(解 説)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等(C)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(D)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券の内訳

■ 有価証券種類別平均残高

(単位 百万円/%)

	令和2年3月期	令和3年3月期
国債	3,585(4.8)	3,429(4.4)
地方債	9,401(12.5)	9,162(11.7)
短期社債	—	—
社債	41,326(54.9)	44,525(56.9)
株式	71(0.1)	71(0.1)
外国証券その他	20,868(27.7)	21,115(27.0)
合計	75,253(100.0)	78,304(100.0)

※()内は構成比です。

※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。

注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位 百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合計
令和2年3月末								
国債	1,010	607	97	—	—	2,041	—	3,757
地方債	200	350	292	706	1,368	7,115	—	10,033
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,830	10,184	5,451	2,255	7,006	15,179	—	43,908
株式	—	—	—	—	—	—	77	77
外国証券その他	2,118	2,840	6,552	1,294	179	400	6,761	20,146
合計	7,160	13,983	12,393	4,256	8,554	24,736	6,838	77,923

令和3年3月末

国債	601	98	—	—	—	2,017	—	2,716
地方債	199	363	156	915	6,517	1,618	—	9,772
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	4,311	8,095	6,177	2,765	10,625	14,308	—	46,284
株式	—	—	—	—	—	—	88	88
外国証券その他	2,003	6,575	4,355	1,193	—	400	7,398	21,926
合計	7,116	15,133	10,689	4,874	17,143	18,344	7,487	80,788

※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。

各種指標等

■ 総資産利益率

(単位 %)

	令和2年3月期	令和3年3月期
総資産経常利益率	0.16	0.44
総資産当期利益率	0.26	0.40

$$\text{※総資産経常(当期)利益率} = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$$

■ 預貸率／預証率

(単位 %)

		令和2年3月期	令和3年3月期
預貸率	期中平均預貸率	62.57	65.77
	期末預貸率	64.65	67.96
預証率	期中平均預証率	29.52	30.78
	期末預証率	30.68	31.97

時価情報

■ 有価証券の時価情報

(単位 百万円)

- I. 売買目的有価証券 該当ありません。
II. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	令和2年3月期					令和3年3月期				
	貸借 対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借 対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	197	207	9	9	—	198	204	5	5	—
地方債	99	104	4	4	—	99	103	3	3	—
社債	100	102	2	2	—	100	101	1	1	—
その他	499	503	3	5	△1	499	507	7	7	—
合計	897	917	20	22	△1	898	916	18	18	—

※時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

III. その他有価証券で時価のあるもの

	令和2年3月期					令和3年3月期				
	取得 原価	貸借 対照表 計上額	評価 差額	うち益	うち損	取得 原価	貸借 対照表 計上額	評価 差額	うち益	うち損
株式	40	46	5	5	—	40	57	17	17	—
国債	3,383	3,559	175	175	—	2,379	2,518	139	139	—
債券地方債	9,174	9,933	758	758	—	8,979	9,672	692	692	—
社債	42,527	43,808	1,280	1,416	△135	44,960	46,184	1,223	1,310	△86
その他	18,526	19,276	750	1,064	△314	19,296	21,224	1,928	1,988	△60
合計	73,653	76,624	2,971	3,420	△449	75,656	79,657	4,000	4,147	△147

※貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

IV. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

	令和2年3月期末	令和3年3月期
満期保有目的の債券	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
非上場株式	30	30
その他有価証券 社債	—	—
その他	370	202

V. 当期中に売却したその他有価証券

	令和2年3月期			令和3年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	2,527	2	218	723	2	14

VI. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定金額

	令和2年3月期				令和3年3月期			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	1,010	705	—	2,041	601	98	—	2,017
債券地方債	200	642	2,074	7,115	199	519	7,433	1,618
社債	3,830	15,635	9,262	15,179	4,311	14,273	13,391	14,308
その他	2,118	9,393	1,474	400	1,801	11,132	1,193	400
合計	7,160	26,377	12,810	24,736	6,914	26,023	22,018	18,344

■ 運用目的の金銭の信託

(単位 百万円)

令和2年3月期		令和3年3月期	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
1,579	△4	731	32

※貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区 分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(百万円)	配 当 率
普通出資	5,909	2.00%
非累積的永久優先出資	5,000	0.57%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、経営陣にて構成されるALM・統合的リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、当組合の「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株)日本格付投資情報センター(R&I)
- ②(株)日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「各事務取扱要領」及び「担保物件評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当組合預金積金、上場株式、保証等が認められていますが、当組合では、当組合預金積金のみを対象としております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引、長期決済期間取引ともに該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、「統合的リスク管理方針」に従って管理体制や管理方法の強化に努めております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、ALM・総合的リスク管理委員会は、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況などを確認し、理事会に定期的に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「有価証券運用基準」及び「余裕資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクについて

(1) リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM・総合的リスク管理委員会で協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について現在価値の変動額である Δ EVEを計測しております。なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期ごとで金利リスクを計測しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- | | |
|--|--|
| (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 | (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。 |
| (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は3年です。 | (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。 |
| (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及び前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (h) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載しておりません。 |
| (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明
Δ EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えらると思われる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。 |
| (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEが正となる通貨のみを対象としております。 | |

B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法およびリスク量についてはP.21に記載しております。

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,235	17,222
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,051	10,909
うち、利益剰余金の額	5,307	6,451
うち、外部流出予定額 (△)	123	138
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	298	316
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	298	316
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	58	40
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,592	17,579
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	18	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	18	16
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	224	216
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	242	232
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	15,349	17,346
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	156,642	164,125
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	172	153
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150	△ 150
うち、上記以外に該当するものの額	322	303
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,412	7,648
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	164,055	171,773
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	9.35%	10.09%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	156,642	6,265	164,125	6,565
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	150,588	6,023	158,175	6,327
(i) ソブリン向け	5,248	209	5,017	200
(ii) 金融機関向け	16,555	662	16,137	645
(iii) 法人等向け	47,224	1,888	53,496	2,139
(iv) 中小企業等・個人向け	37,471	1,498	33,249	1,329
(v) 抵当権付住宅ローン	6,013	240	5,675	227
(vi) 不動産取得等事業向け	29,895	1,195	34,505	1,380
(vii) 三月以上延滞等	515	20	501	20
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	749	29	749	29
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポージャー	686	27	686	27
(xi) その他	6,225	249	8,148	325
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	5,882	235	5,796	231
ルックスルー方式	5,882	235	5,796	231
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	322	12	303	12
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,412	296	7,648	305
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	164,055	6,562	171,773	6,870

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本の充実の状況

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エ クスポージャー	
				貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国	内	293,886	299,670	164,344	171,857	68,142	70,463	—	—	614	456
国	外	626	627	—	—	626	627	—	—	—	—
地域別合計		294,513	300,297	164,344	171,857	68,769	71,091	—	—	614	456
製造業		18,005	20,539	10,806	12,056	7,199	8,483	—	—	29	36
農業、林業		705	509	705	509	—	—	—	—	14	13
漁業		79	69	79	69	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		176	156	176	156	—	—	—	—	—	—
建設業		22,270	25,270	21,470	24,470	800	800	—	—	47	24
電気、ガス、熱供給、水道業		6,887	8,501	3,181	4,596	3,706	3,905	—	—	—	2
情報通信業		982	943	382	343	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業		3,862	4,005	2,262	2,505	1,600	1,500	—	—	—	0
卸売業、小売業		15,544	16,786	12,824	14,071	2,719	2,715	—	—	32	0
金融、保険業		23,558	22,981	8,994	8,931	14,563	14,049	—	—	—	—
不動産業		28,899	32,711	28,099	31,014	800	1,697	—	—	186	43
物品賃貸業		19	10	19	10	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		1,185	1,170	1,185	1,170	—	—	—	—	1	0
宿泊業		1,590	1,293	1,590	1,293	—	—	—	—	37	0
飲食業		6,324	7,348	6,024	6,048	300	1,300	—	—	79	32
生活関連サービス業、娯楽業		7,165	6,368	6,965	6,168	200	200	—	—	1	1
教育、学習支援業		1,295	1,641	1,295	1,641	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		5,377	5,829	5,377	5,829	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業		6,548	7,752	6,248	7,052	300	700	—	—	0	1
その他の産業		1,210	1,044	1,210	1,044	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等		42,985	41,444	7,005	6,304	35,980	35,140	—	—	—	—
個人		38,437	36,569	38,437	36,569	—	—	—	—	181	295
その他		61,400	57,349	—	—	—	—	—	—	—	— 5
業種別合計		294,513	300,297	164,344	171,857	68,769	71,091	—	—	614	456
1年以下		37,545	41,438	30,462	34,384	7,082	7,054	—	—	—	—
1年超3年以下		27,031	26,032	13,161	11,018	13,869	15,014	—	—	—	—
3年超5年以下		26,810	23,801	14,548	13,298	12,262	10,502	—	—	—	—
5年超7年以下		19,524	18,063	15,370	13,393	4,153	4,670	—	—	—	—
7年超10年以下		23,934	36,513	16,024	20,460	7,909	16,052	—	—	—	—
10年超		97,416	96,352	73,924	78,555	23,491	17,796	—	—	—	—
期間の定めのないもの		850	746	850	746	—	—	—	—	—	—
その他		61,400	57,349	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		294,513	300,297	164,344	171,857	68,769	71,091	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

一般貸倒引当金	令和元年度	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
		令和2年度	418	298	418
個別貸倒引当金	令和元年度	867	836	867	836
	令和2年度	836	791	836	791
合計	令和元年度	1,286	1,135	1,286	1,135
	令和2年度	1,135	1,107	1,135	1,107

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	24	15	15	14	24	15	15	14	11	21
農 業、林 業	6	3	3	3	6	3	3	3	0	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	56	24	24	29	56	24	24	29	2	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	100
情 報 通 信 業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	8	8	1	—	8	8	1	—	1
卸 売 業、小 売 業	64	38	38	28	64	38	38	28	16	53
金 融、保 険 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
不 動 産 業	350	544	544	478	350	544	544	478	52	1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 業 サ ー ビ ス	7	4	4	0	7	4	4	0	0	—
宿 泊 業	96	39	39	41	96	39	39	41	13	—
飲 食 業	39	33	33	36	39	33	33	36	2	29
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	20	7	7	12	20	7	7	12	10	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	11	7	7	29	11	7	7	29	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	10	3	3	5	10	3	3	5	4	3
そ の 他 の 産 業	4	3	3	4	4	3	3	4	3	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	172	102	102	105	172	102	102	105	56	84
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	867	836	836	791	867	836	836	791	169	297

(注) 1. 当組は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	723	24,163	723	22,535
10%	—	31,340	—	35,351
20%	11,362	67,838	10,769	62,729
35%	—	17,230	—	16,265
50%	11,525	310	13,612	119
75%	—	51,875	—	47,156
100%	5,300	80,298	7,568	89,548
150%	—	235	—	272
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	28,911	273,292	32,674	273,980

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,014	1,834	2,930	6,056	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	831	769	28	8	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	819	652	2,730	5,856	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	26	29	34	26	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	321	353	81	73	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	1	1	—	7	—	—	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	12	27	55	83	—	—	—	—

(注) 1. 当組は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

自己資本の充実の状況

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	46	46	57	57
非 上 場 株 式 等	717	717	717	717
合 計	763	763	775	775

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。
2. 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	2,971	4,000

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	7,690	6,357
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行動定の金利リスク (通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE (経済価値の変動)		ΔNII (期間収益の変動)	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	2,219	2,374	1,053	977
2	下方パラレルシフト	0	0	397	575
3	スティープ化	2,584	2,551		
4	フラット化	9	12		
5	短期金利上昇	117	64		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,584	2,551	1,053	977
		令和元年度	令和2年度		
8	自己資本の額	15,349	17,346		

(注) 1. 金利リスクの算出手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、現在廃止しております。なお、廃止までの在任期間に及び支払われますが、引当済であり、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	75	130
監 事	12	20
合 計	87	150

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。(※退任役員を含む)
3. 令和2年度において、使用人兼務理事に該当する者はいませんでした。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に就任したものを含めています。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職慰労金規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

店舗一覧

■ 岐阜市

本部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(0120)007-882
本店営業部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(058)265-2240
加納支店	岐阜市加納新本町1の16	TEL(058)272-2015
鷺山支店	岐阜市鷺山中湊1768の22	TEL(058)231-0105
東栄支店	岐阜市東栄町2の19	TEL(058)246-4108
本荘支店	岐阜市鹿島町8の2	TEL(058)251-1131
長森支店	岐阜市琴塚2の7の3	TEL(058)240-1101
近島支店	岐阜市近島5の3の14	TEL(058)295-5321

■ 大垣市

大垣支店	大垣市郭町東1の55	TEL(0584)81-3237
------	------------	------------------

■ 各務原市

那加支店	各務原市那加門前町2の37の13	TEL(058)382-1138
各務原支店	各務原市鷺沼朝日町2の328の2	TEL(058)370-0666
蘇原支店	各務原市入会町4の14	TEL(058)383-0811

■ 羽島市

羽島支店	羽島市竹鼻町字大仏町276の7	TEL(058)391-6141
------	-----------------	------------------

■ 関市

関支店	関市旭ヶ丘3の1の30	TEL(0575)22-2492
-----	-------------	------------------

■ 美濃加茂市

美濃加茂支店	美濃加茂市古井町下古井254	TEL(0574)26-3255
--------	----------------	------------------

■ 可児市

可児支店	可児市広見字田尻東1535の2	TEL(0574)63-2711
------	-----------------	------------------

■ 多治見市

多治見支店	多治見市若松町4の28の21	TEL(0572)23-7741
-------	----------------	------------------

■ 瑞穂市

穂積支店	瑞穂市穂積1518の1	TEL(058)327-6666
------	-------------	------------------

■ 本巣郡

北方支店	本巣郡北方町大字加茂字徳繁川西415の1	TEL(058)324-1131
------	----------------------	------------------

■ 羽島郡

笠松支店	羽島郡笠松町美笠通2の21	TEL(058)388-1131
岐南支店	羽島郡岐南町三宅1の206	TEL(058)245-5700

■ 揖斐郡

揖斐支店	揖斐郡揖斐川町極楽寺118の3	TEL(0585)22-1231
池田支店	揖斐郡池田町六之井1377の5	TEL(0585)45-2451

店舗網一覧



営業地区

都道府県名	市郡名	町村名
岐阜県	岐阜市	一円
//	大垣市	//
//	羽島市	//
//	各務原市	//
//	関市	//
//	美濃市	//
//	美濃加茂市	//
//	多治見市	//
//	可児市	//
//	山県市	//
//	瑞浪市	//
//	土岐市	//
//	瑞穂市	//
//	本巣市	//
//	海津市	//
//	羽島郡	//
//	安八郡	//
//	本巣郡	//
//	揖斐郡	//
//	不破郡	//
//	養老郡	//
//	可児郡	//
//	加茂郡	//

(令和3年7月1日現在)

索引

概況・組織

1. 経営理念	1
2. 事業の組織	17
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	17
4. 会計監査人の氏名又は名称	17
5. 店舗一覧	33
6. 店舗網一覧	33
7. 営業地区	33

主要な事業の概要

8. 主要な事業の概要	16
-------------	----

事業に関する事項

9. 事業の概況	3
10. 経常収益	3
11. 経常利益（または経常損失）	3
12. 当期純利益（または当期純損失）	3
13. 出資総額・出資総口数	3
14. 純資産額	3
15. 総資産額	3
16. 預金残高	3
17. 貸出金残高	3
18. 有価証券残高	3
19. 自己資本比率（単体）	3
20. 出資に対する配当金	3
21. 職員数	3
22. 業務純益	23

主要業務に関する指標

23. 業務粗利益および業務粗利益率	23
24. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	23
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	23
26. 受取利息および支払利息の増減	23
27. 利回・利鞘	23
28. 総資産経常利益率	25
29. 総資産当期利益率	25

預金に関する指標

30. 預金種目別平均残高	23
31. 定期預金種類別残高	23

貸出金等に関する指標

32. 貸出金種類別平均残高	23
33. 貸出金担保の種類別残高	24
34. 貸出金金利区分別残高	23
35. 貸出金使途別内訳	23
36. 貸出金業種別残高・構成比	24
37. 預貸率（期末・期中平均）	25

有価証券に関する指標

38. 有価証券種類別平均残高	25
39. 有価証券種類別残存期間別残高	25
40. 預証率（期末・期中平均）	25

経営管理体制に関する事項

41. 法令等遵守（コンプライアンス）態勢	11
42. コンプライアンス基本方針	11
43. コンプライアンス宣言	11
44. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	11
45. 中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針	11
46. 反社会的勢力に対する基本方針	12
47. 金融商品に係る勧誘方針	12
48. 適切な保険募集を行うための方針	12
49. リスク管理体制	13
50. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	14

財産の状況

51. 貸借対照表	19
52. 損益計算書	20
53. 剰余金処分計算書	20
54. 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	20
55. 法定監査	20
56. 貸倒引当金（期末残高・期中増減高）	24
57. 貸出金償却の額	24
58. リスク管理債権の状況	24
59. 金融機能再生緊急措置法に基づく資産の査定	24
60. 有価証券、金銭の信託等の評価	25
61. 自己資本の充実の状況	26

その他

62. 沿革・歩み	3
63. キャッシュカード犯罪への対応	13
64. 総代会	15
65. 営業インフォメーション	16
66. 役員等の報酬体系	32

地域貢献に関する事項

67. 地域密着型金融推進計画	7
68. 金融仲介機能のベンチマークに関する取組み	5
69. 地域活性化に関する取組み	9



 **しょうしん**

岐阜商工信用組合

<https://www.shoushin.co.jp/>

しょうしん



この冊子は、
FSC® 認証材
および管理
原材料から
作られてい
ます。

